

令和2年度 第6回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和2年7月28日(火)
招集場所 元気館 健康指導室
2. 出席委員 土居教育長、高倉委員、森岡委員、服部委員
井上委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者
高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長補佐、有井係長
4. 会議録に署名すべき委員の指名
服部委員、高倉委員

土居教育長：

日程第1

これより、第6回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(9:30～)

日程第2

本日の教育委員会の会議録署名は、服部委員さん、高倉委員さんをお願いをいたします。

日程第3 議決事項

議案第26号 教科書採択について

資料に基づいて説明

お手元の資料で議案書の資料のところに、議案第26号教科書の採択についての後ろに、中学校教科書採択について、教科書採択資料という、推薦図書総括と書いてあるものが1枚。それから教科用図書推薦の理由というのが書いてあるのが、表刷りだけのところですので、これが何枚かあります。それから進んでいただき、令和3年度使用中学校用教科図書の採択に関する調査研究報告書の資料があります。それと机の上に配布させていただきました、この資料5、という資料により説明をさせていただきたいと思います。7月15日に教科書採択協議会、浜田地区の協議会が開催されました。これは、教科書の調査員をお願いをしている、各教科とも3名ずつ、浜田管内のいろんな先生方に調査の協力をお願いをし、机の上に広げてある教科書を全て調査をしていただきました。その調査の報告書がA4の横の裏表刷りのこれが報告書です。それぞれの教科ごとに20分間で調査した結果を報告をしていただきました。教科書会社が、発行している冊数が多いところは大変だったかと思えますし、例えば書写であるとか地図帳とかは発行している会社が少ない所は、それなりに時間が掛らなかったかもしれませんが、数学であるとか英語であるとかというような教科は大変だったんじゃないかなというふうに思います。それで一社ずつ、文科省の検定を受けた教科書ばかりで

すので、それぞれいいところを調査をしていただいております。これを全部読み挙げればいいのですが、時間を要しますので、報告のあとに調査員が推薦したいという教科書会社の教科書を報告をしていただきました。それが最初のページにある、A4の表だけ刷った教科用図書推薦の理由というものです。例えば、国語であれば、A社というのは、Aというのは会社がわからないようにしてありますが、出版社はここだというふうに分かっていますので、例えば、国語であれば、東京書籍の教科書が一番浜田地区の子どもにいいのではないかなという調査員の推薦がされました。同様に書写についても東京書籍、社会科の地理についても東京書籍、社会科の歴史は帝国書院、社会科の公民は東京書籍、地図帳は帝国書院、数学者は東京書籍、理科も東京書籍。そして音楽の一般、音楽は一般と器楽に分かれています、これは教育芸術社。そして美術は光村図書出版。保健体育は学研教育みらい。それから技術家庭、技術は東京書籍、家庭科は開隆堂出版。英語は東京書籍、道徳は学研、という教科書を調査員の皆さん方が推薦されました。資料5をご覧ください。これが今まで、使っていた教科書と、今回推薦された教科書とが併記されております。点線枠は、前回推薦された教科書で、現在使っている教科書です、○は、来年度から使用してはどうかという推薦された図書で、点線の中に○がついているのは、変わらず、これまで使っていた教科書を来年度からも使用したほうがいいのではないかと推薦をされた教科書です。前回から、外れた教科書について少し見ていきますと、社会科の公民が、帝国書院だったのが東京書籍に変わっています。数学、啓林館の出版していた教科書が東京書籍。それから、美術が、日本文教出版だったのが、光村図書。技術が開隆堂出版だったのが東京書籍。家庭科、東京書籍だったのが、開隆堂出版。道徳、廣濟堂あかつきだった教科書が、学研にかわるというふうに、推薦をされました。この推薦を、受けて採択協議会で協議をした結果、採択協議会としては、調査員の推薦された教科用図書を、採択をしようという全員の一致で議決をされました。それぞれの市町にこの結果を持ち帰って審議をしていただき、8月6日までに事務局の方へ報告をするようになっております。もし、一つでも異論がある、教育委員会から異論が提出された場合は8月の6日に再協議をいたします。で、再協議の結果、全員一致にならない場合は、多数決で、規約上多数決によることになっています。多数決によっても、異論がある場合の教育委員会については、採択協議会を離れて、自分の市町で、予算を組んで教科書を購入することになります。これは文科省がそのように決めております。審議の結果どういうふうになるか、邑南町ではわかりませんが、そういう流れになっております。もう一度資料の、26号の議案書のすぐ次のページを見ていただき、これが推薦図書の総括です。これは推薦された図書について、私が皆さん方にご説明するために作りかえたものです。丸印がつけてありますが、これは個々の評価について説明するのではなく、こういう視点で全体のすべての教科書が推薦されておりましたということとを並べてみました。まず学習者が、見通しをもって学習できるよう、学習の流れが教

科書に示してあるというような教科書が、結構ありました。そこに書いてある、国語であるとか書写であるとか、公民であるとかそういうところで、そういうことが伺えました。学習の流れというのは、例えば課題を見つけて、あるいはそれを通じて確かめてみましょうとか、それを生かしてみようとか、振り返ってみようとか、そういう教科書を読めば自分でも一人で勉強ができるというような、そういう流れが書かれて示してあるような教科書が、そこにあるような教科でみることができました。それから二つ目は、課題解決型の学習が仕組み、主体的・対話的で深い学びの実現が図られている。主体的、対話的で深い学びというのは、今回の学習指導要領の大きな柱の一つになっております。それに教科書がどのように対応しているかという点を見ました。いろんな推薦の記述の中に、いろんな書き方はありますが、例えば中学校の地理であるとか歴史とかいうのは、本当に記述が沢山あります。そういう中で、きちんと教科書を読めば、そういう解決に向かっていける様な、興味を引き出したりして自分で課題を解決してみようとか、そういう工夫がされている教科書が見受けられました。それから三つめは、言語活動など、表現力をつけるよう図られているというのは、例えば地理とか公民で見ることができますが、ページに必ずチェックアンドトライとかいうような言葉が出ていて、こういうことについてまとめてみましょうとか、こういうことはどういうことになっていますかというような、ページごとに全て自分で、読んで要約して、まとめるというようなことが求められている教科書がありました。これは国語は当然言語活動が求められるわけですが、他の教科でもそういったことがありました。美術の光村の出版社でも美術でもそういうことが求められておるような状況になっております。四つ目は、キャラクターやイラスト、マンガなど学習者の興味関心を高め、学習の意欲を引き出し、狙いにせまる工夫がされている。これは、国語であるとか、歴史であるとか数学であるとか保健体育であるとかいろんなところのいろんな教科書で、こうしたイラストであるとか、マンガであるとか、そういったものを使って、子ども達の興味を引いて勉強の意欲を引き出すような工夫がされています。それから五つ目は、小学校での学習とリンクさせるような工夫がされている教科書がありました。特に書写は中学校でも毛筆をやりますが、非常に限られた時間の中で、教えていかなきゃいけない。いわゆる、楷書じゃなくて行書とかをやるときに、小学校の筆使いをきちんと思い出させながらやらないと短時間でやらないといけないので、そういう工夫が書写にはされていたり、歴史の教科書で、小学校で習った人物であるとか建物であるとかそういうものが、最初に出てきたり、あるいは英語においては、小学校の、中学校1年生の教科書は、半分が小学校の復習みたいな感じで組み立てられています。それから、QRコードなどを用い動画資料などの補助教材が有効利用されているというのは、これは、全ての教科書がそういうふうになっております。教科書会社によって、教科によってそれぞれ違いますが、例えば一括で、その教科書、2年生で習う歴史であったら、1回でQRコードを収めておいてやる方法、

一括でよろしいでしょうか。それでは浜田地区教科書採択協議会から推薦された教科書について、承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

ありがとうございました。それでは、事務局の方に報告をさせていただきます。

議案第 27 号 一般図書の採択について

資料を基に説明

続きまして、議案第 27 号、同じように一般図書、これは特別支援学級の児童生徒が選んで使えるということで、文科省から、推薦をされている教科書を副読本という扱いになります。教科書ではありません。ここで採択をしておかないとそれぞれの町内の学校において、一般図書が購入できませんので、審議をお願いしたいと思います。資料は、議案書の次から、一般図書一覧。議案資料 27 ということで、資料を付けています。見本はここに置いてありませんので、見ることはできませんけども、図書館等で保管がしてありますし、購入することが可能な図書ばかりです。この一般図書についてご質問ございませんでしょうか。

教育委員：

ありません。

土居教育長：

よろしいでしょうか。それでは、議案第 27 号一般図書の採択について承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 28 号 令和 2 年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の追加認定について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

追加申請のありました一覧表をつけております。4 月の申請した段階で、小学校で 1 件、中学校で 2 件申請が上がっております。一覧表の次のページにそれぞれの提出いただいている受給の申出書を添付させてもらっております。これにつ

きましてはそれぞれ、審査の方をし、一覧表の一番右の方にありますが、所得審査の方でそれぞれ点数化しております。それからもう一つ中学校の申請分についてです。これにつきましても、申請書類のほう添付させてもらっております。

以下、個人情報により省略 該当者 1 名

土居教育長：

事務局の方から説明がありましたけども、これについてご質問がございますでしょうか。

服部委員：

基本は変えれないところはあるんでしょうが、実際困っておられるので、何か他に手立てはないものでしょうか。

土居教育長：

町外の方で、町内に進学されて就学されている場合については、給食費のみが援助できることが決まりになっております。これは、全国的にそうです。

それではこの所得審査に基づいて給付する、しないということを結論とさせていただきます。

土居教育長：

議案第 29 号 学校給食審議会委員の委嘱について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第 29 号学校給食審議会委員の委嘱についてでございます。これにつきましては、議案書の次のページに委員の名簿の方つけさせてもらっております。6 名の方これはすでに要項等で定められておりますあて職になりますが、6 名の方に今回審議会の委員として選出をさせてもらうものでございます。任期については本日から今年度末、3 月 31 日までの任期とさせてもらっています。

土居教育長：

給食審議会委員の委嘱について、ご質問でございますでしょうか。これは審議会の委員についての規約があり、その通りの方をお願いをしてあります。学校給食審議会の委員の委嘱についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 30 号 学校給食審議会への諮問について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第 30 号学校給食審議会への諮問について、諮問については、先ほど審議していただきました審議会の委員さんの方に、まだ現段階では案でございますが提出させていただければと思います。今回の諮問につきましては、給食センターの在り方と平成 30 年度以降の給食費についての 2 点諮問させていただければと思います。まず、給食センターの方についてですが、現在東西二つの給食センターがございまして、そのうち西の給食センターは、築 30 年が経過しておりますが、東の給食センターは築 15 年が経過をしている状況でございます。こういった中で、西の給食センターにつきましては築 30 年以上たっており、特に老朽化等々も著しくなっておりまして、年々修繕箇所等も増えているような状況でございます。また衛生管理上、修繕の必要な場所も増えているような状況で、年々年次的に優先順位をつけて修繕している所ではございますが、築年数も古いということも根本的な大規模改修等々も視野に入れなければいけない状況になっているところでございます。それから、東の給食センターにつきましては、築 15 年たっておりまして、徐々にではありますが老朽化等も進んでおりまして年々修繕箇所も増えてきている状況でございます。今後の給食センターをそれぞれ維持していくためにはかなりの経費がかかってくるものと推測されるところでございます。

それから給食センターで、現在働いておられます臨時職員さんにつきましても、なかなか昨年もですが、1 名雇用の方をお願いしておりましたが、結果 1 年間通して雇用の方ができてなかった状況でございます。また働き方につきましても年間通じて働き方等々も求められる調理員さんもおられますので、雇用状況等も当初想定していた雇用状況とは現在変わっているような状況でございます。こういった状況の中で、全般的にみまして、東西の給食センターの在り方を今後どうしていくかを根本的に考えていく必要があるかと考えている所でございます。それから、学校給食費については、合併以来 15 年間様々な経緯等あって据え置き等もございましたが、平成 30 年のところで、それぞれ小学校、中学校値上げをしまして、今現在小学校は 265 円、中学校については 300 円の給食費となっている所でございます。これにつきましても前回の諮問委員会の方で給食費の値上げについては、一応やむなしというようなところで最終的には値上げをさせてもらっているところでございますが、その時の附帯形式として、平成 31 年の 10 月に消費税が 8% から 10% に変わるということで、そのかわった段階での給食費の値上げ等々については、再度見直す必要があるかというようなところの附帯形式等もいただいておりますので、今回ですね、給食センターと給食費の値上げについてですね 2 点、諮問委員会の方に向けさせていただきます。

ければ思いましてこの案を教育委員会のほうに提出させてもらっているところ
でございます。

土居教育長：

先ほど委嘱をしました審議会の委員の皆さん方に、説明がありましたように今
後の学校給食調理場、二つあるわけですけども、これの在り方について、また給
食費について消費税が8%から10%になりましたので、食材費、いろんな影響が
出ているのではないかというところを検討をしてもらいたいということで、諮問
をしてもよいかという、諮問の内容についても一緒ですけど、そういう議案でご
ざいます。これについてご質問ございませんでしょうか。

森岡委員：

給食センターの臨時勤務を希望される方が減少傾向にあり、臨時1名も採用無
しでの運営を強いられています。臨時1名も採用なしということは誰もいないと
いうことですか。

土居教育長：

今のところ採用なしでっやっています。

森岡委員：

それは来る人がいないということですか。

土居教育長：

来る人がいない状況です。募集はしていますが、応募される方がいないとい
うこと。これはほかの調理場も一緒でして、うばいあいというか、いうようなこ
ともあります。臨時職員の方の報酬の見直しもする必要があるんじゃないかとい
うことも理事会では指摘をもらってはいます。ただ以前は、夏休みがあるから子育
て中にはいいというようなことで臨時の方も結構おられました。今は収入を得
たいということが主な動機で、夏休みがあると結局収入がないから、それでは困
るということで、厳しい状況のところでもそこへ向かわれるという方がだんだん
増えてきています。これは、正職じゃなくて臨時の、臨時は一日臨時と半日臨時
があるんですけども、この臨時の方両方について同じようなことが言えます。

高倉委員：

この臨時1名というのは、臨時の方が1名ほど足りないということですか。

土居教育長：

欠員です。

高倉委員：

今、臨時 1 名も採用なしでの運営と森岡委員さん思われたと思います。現在は、臨時 1 名も採用なしでやってるのかと。ちょっと文章が、他の人が全部正社員で、臨時 1 名が採用なしの状態だと書かないと 1 名も臨時の人はおられないのかなと。

土居教育長：

意味は、欠員状態です。

森岡委員：

採用しようと思うと通年で採用するしかないですね。

土居教育長：

そうすると、正職と同じ、正職とはまた給与が違うんだけども。結局そういうふうに臨時職の方の給与を見直せば、競争になるんですよ。奪い合いになってしまうところが出てきます。

服部委員：

今後の給食センターの在り方っていう言い方は、統合するというようなことを含むということでしょうか。

土居教育長：

それは、統合ありきではなく、いろんな考え方を出示してもらう。初めから統合についていかがかという書き方はできないので、理事会でも出ました。説明してるんでこの審議委員さん方はそういう意味だなというのは分かる。最初の審議会のところでも、同じような説明はしております。

服部委員：

今、この東のセンターの何百食か作っておられるそのキャパというのは一杯なんですか。それを西も加えた数にすると、今の東のセンターの施設では立ち行かないのですか。

土居教育長：

無理です。例えば、ご飯を炊く機械を今、たぶん 700 食ぐらいが想定で、この東のセンターで作っているんです。今は大体 1000 食で、500、500 ぐらいやっていますんですけど、500 をこっちに持ってこないといけない。それがどれくらいお金がいるんだろうとか、それだったら、西のセンターを直した方が安いかも

しれないのかとか、いろいろお金の面でだけでいえばですよ。そういうことを調査してもらわないといけないと思うんです。1年で結論がでるか、こういうことを調査する必要があるということで、おかれるかもしれません。そうすると来年の予算で調査費をつけてもらって、実際に東を統合した場合にどれぐらい拵げないといけないのか、どれぐらい費用が掛かるか、向こうに建て替えたときにどれぐらいお金がかかるか。あるいは、1本にした時のメリット・デメリットがどういふふうにあるんだろうかというようなことも審議会の方で詰めてもらわないといけないと思います。事務局としては、いろんな求められる資料を提供しながら、よりよい結論を出してもらおうように努めていかないといけないのではないかと思います。諮問の回答を受けてまた、この教育委員会で審議をしていただいて、その結果どういふふうにするのかとか、諮問を受けてこの教育委員会で判断をしていくようになるんだと思います。

森岡委員：

邑南町の給食センターは臨時職員さんが欠員だと書いてあるんだけど、例えば一緒になるといった場合それを含めて、いろんな向こうの職員さんもおられるんだろうから、議論もできるわけですね。

土居教育長：

そのとおりです。

森岡委員：

早くやらないと、来年当初に例えば調査費かなんか反映するにしてみても、12月かな締め切りは。

土居教育長：

調査が必要だということを出してもらえば、予算をつけれると思います。10月末のところぐらいで、一応の結論ではないけども経過を示してもらって、調査費が必要だというようなことを出してもらえれば、予算化はできると思う。事務局で、職員でどれぐらいいるのかとか、どこを増やさないといけないかというのは素人なので出来ない。

高倉委員：

なんか逆行するかもしれんけど、大きいの一つ集めるよりは、輸送費のことももあるからちっちゃいところを、口羽と日貫といたらすごく距離があるから。ちっちゃいところ例えば20食くらい作るような給食センターがあればその地域の人が20食といたら何もかも重くもないし、年寄りが働きやすいかな何十食も食缶やらなんか抱えるっていうのは、すごい考えただけでも勤めたくないと感じ

じがするんですがね。施設数多く作るということは、大きなものをつくるお金がどうなのかなあと。

土居教育長：

だから、ここへ仮にここへ 1 本やったときに、一番遠いところは日貫なんです。給食は作ってから、何時間以内に食べなきゃいけないというルールがあるんで、それに間に合うかどうかというのは検討材料なんです。メリットかデメリットかになって、間に合わんということになったら、じゃあその日貫は、自校方式でもやるかというようなことも、検討材料になるはずですよ。全校生徒・教職員併せても二十に満たないわけで、それであつたら、地域の人で給食を賄うような団体がある、今でもあるので、弁当を作ったりなんか、そういうところも検討してもらい必要がある。ただ、自校方式に戻すともものすごいお金がかかる。一番いいのは、自校方式、あつたかいものがそのまま食べられるし、柔軟に対応ができるので、今日は何人減った。だけど 11 校あると、たぶん 3 人とか 4 人、大きさによるんだけど、職員がいないとできないし、施設を減らそういっとるのに、これから新たに自校方式がいいといっても財務が認めてくれんだろうか。文科省は、自校方式に戻してもというような方向は出しているんだけど、その補助金は、全然ないです。施設、給食施設の補助員は全然ありませんので、みんな町が持ち出しでやないといけない。修繕ももちろん。

それでは、案文一部直して、で審議会ほうへ諮問させてもらうということによろしいでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

期間は一応のゴーサイン、結論だけじゃなくて、途中経過でも 10 月いっぱいのところでは報告をしてもらうということで審議会の方にお問い合わせしたいと思います。では、議案第 30 号については承認をいただけますでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

では、議案第 31 号、邑南町教育委員会の点検評価及び公表に係る第 3 者評価機関委員の委嘱について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第 31 号 邑南町教育委員会の点検評価及び公表に係る第 3 者評価機関委員の委嘱についてでございます。第 3 者評価機関委員さんについての名簿を載せております。全体で 10 名の方でございます、上から 7 名の方についてはあて職になっておりまして、下 3 名の方々学識経験者ということで、この間無線放送でもさせてもらいましたが、公募推薦という形で 3 名の方選出させてもらっております。任期につきましては、令和 2 年の 8 月 1 日から令和 2 年の 10 月 31 日まででございます。

土居教育長：

次の議案とも関係がありますが、評価をしていただく方の委嘱、評価委員の皆さん方の名前と所属を書いております。これについてご質問ございませんでしょうか。

議案第 31 号についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 32 号 邑南町教育委員会の権限に属する事務の点検評価について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第 32 号です。邑南町教育委員会の権限に属する事務の点検評価についてでございます。先般委員の皆様には、点検と・評価表の方を送らせてもらいました。それについて説明させていただきます。まず、学校教育課の方から説明させていただきます。

点検評価の 1 の方でございますが、これについては事業名、人権同和教育の推進ということで、学校においての人権同和教育の推進ということで、昨年と変更点等については、見え消しという形でしておりまして、追加分については赤字でそれぞれ示している所でございます。昨年の実績につきましては、課題の方でございますが、参加者は 10 名程度ございましたが、実際に子どもに指導する例を多くいただいて、内容等充実したものになったかと思っております。事業の内容、実施状況については、赤字で修正しております。実績評価の方につきましては、昨年度と比べて、10 から 9 におとしておりますが、参加人数等々も少ない状況でございましたので実績評価の方については少し点数をさげさせてもらって

います。次に評価 2、③の確かな学力のところでございます。ここについては学力調査のことについての記載をさせてもらっていますが、中段以降のところ、まだ、そこがございますが、全国学力の学習状況調査で A・B 問題の区分がなくなりましたので昨年度との比較はできておりませんが、小学校 6 年生、中学校 3 年生ともに全国平均並みでございました。県学力調査については国語は平均並みでございましたが、中学校の数学・英語については県平均を下回っている所でございます。それから点検評価の 3 のページについてでございますが、子ども笑顔キラキラポート事業のほうにつきましては、配置の見合わせを行ってございまして、低学年複式学級の支援員を廃止し、学習支援員が対応できるように時間数の調整をはかりながら、学校からの配置要望人員に対して、配置を行っているところです。それから、外国語指導助手 (ALT) の方につきましては、小学校での外国語教科に対応するために、1 名体制から 2 名体制へと増員しております。増員に伴いまして小学校、中学校それぞれ、ALT が担当することで、学校訪問回数が増加しております。課題の方につきましては、ALT のところについてでございますが、2 名体制となり、学校訪問回数を増加することができましたが、打合せ時間等の確保の時間の課題が残っているところでございます。訪問時に最大の効果が発揮できるようにしていく必要があるかということで課題のほうをまとめております。それから次の点検評価 4 と 5 でございますが、主な事業内容と実施状況についてはそれぞれ見え消しのほうで削除追加をしております。それに合わせまして実績評価の方もそれぞれ評価の方をしております。続きまして④の特別支援教育体制の構築のところについてでございますが、上段からさがったところですが、特別支援学級の新設に伴い、必要に応じてケース会議事業参観等実施して、保育所と小学校、小学校と中学校が連携して保護者と情報共有しながら、スムーズな就学内容の支援に当たっております。その新設につきましては、小学校 1 校、中学校 2 校ほど新設になっているところでございます。課題の方については、これも状況に応じてそれぞれ見え消しをしております。次ページ点検評価 6 のところでは、それぞれ主な事業内容と実績状況をそれぞれまとめてございまして、それに合わせ、実績評価の点数もそれぞれ変更させしているところでございます。その中で一番下のいじめ対応支援事業のところにつきまして、いじめ対応支援につきまして、保護者からの申し出により、いじめの重大な事態の疑いがある案件に対して調査し、保護者や学校へ、設置者の方へ報告をしております。それから、次ページ、点検評価 7 の⑤の就学環境の充実についてです。課題のところについてでございますが、車両等の関係から、本来であればスクールバスで通学したい児童生徒がバスでできない現状があるということで、これにつきましては、通学助成という形にしておりますが、なかなか車両確保できないことが課題としてあげられております。主な事業内容と実績状況についてはそれぞれ、見え消しで追加削除しております。点検評価 8 についてです。①地域を担う意識の育成ということで、点検評価のところ、キャリア教育について記述していますが、そこに

日貫小学校の小規模特認校のことについて記載しており、地区の特性をいかした特色ある教育活動おこなっている日貫小学校を小規模特別認定校に指定し令和2年度より校区外から就学できる制度を設けました。生徒についての説明会を令和2年1月9日に行っております。主な事業内容と実績状況については、小規模特認校の説明会、参加者等々を記載しております。点検評価の9のところについてです。③学校の魅力化につきましては、昨年度で事業が終わりとなっておりますので、あらたに地域とともにある学校づくりについてということで、昨年行いました300人委員会、1000人委員会のことについてこちら点検評価の方をそれぞれ記載させてもらっているところがございます。課題の方についてでございますが、300人委員会を2回、1000人委員会を1回開催して様々なその時の立場の方から、貴重なご意見を頂いておりますが、今後の課題としては、会議での意見を今後各地域にどのようにいかしていくか具体的な議論ができる体制がまだ整っていない状況ですので、今年度のところで、各学校、中学校区単位でこれを進めさせてもらう、今考えているところがございます。点検評価10ページにのこのところについてでございますが、学校施設の整備についてです。こちらの方では石見東小学校の第3期の整備が完了したことの記載と、エアコンの設置のこと、それから石見中学校の校舎の改築構想基本計画の策定について記載している所でございます。課題としては、石見中学校については、整備が完了した施設以外については、老朽化が著しい場所もあるため緊急性を要する修繕工事等に応急対応等修繕を繰り返しておりますが、平成30年度に策定とした学校施設長寿命化計画に基づき、大規模改修や校舎新築、一般修繕等の予防保全的改修に転換していき、コスト削減を柱とした学校整備を計画的に進めていく必要があるということで課題をまとめております。それに基づきまして点検評価の点数も変更してまいります。点検評価の11の方についてです。児童生徒の健康安全対策についてでございます。青パトのことについてですが、邑南町の通学路交通安全プログラムについて、危険箇所等一覧表にまとめまして、またこれにつきましては、邑南町のホームページの方で記載をさせてもらっているところがございます。課題につきましては、講習対象者のみならず、青パト隊全員が一同に会して研修会を実施し、日ごろの活動に対して士気を高めてもらう事は大切ということで課題としてまとめている所でございます。点検評価11、③番その他のところについてでございます。奨学金につきましては、通年通知で適切に処理ができているところがございます。課題といたしましては、教職員住宅についてが、地域での検討や老朽化した住宅も含めた計画的な住宅管理に努める必要があるということでまとめさせてもらっております。学校教育課については、以上でございます。

土居教育長：

ここで、学校教育課のことについて質問を受けたいと思います。

森岡委員：

総合評価ありますよね、例えば1番のところは10になってますけど、これ下が9に、そういうふうにあと何か所かなっているんですけど、もう一変検算されたほうがいいと思います。例えばここ10になってますよね、総合評価、その下9ですよね、全部いれていくと、おそらく10にならないと。そういうのが何か所かあったと思うので、それを見てもらった方がいい。

高瀬学校教育課長：

それについては再度点検の方させてもらって修正すべきところは修正させてもらいたいと思います。

森岡委員：

第1のところは、人権同和教育の研修会、10が9になってますが、事業内容の邑南町教育研究会、人権部会、延べ234名となっているんですけど、234なっていますよね、去年も234だったと思うんですが、ちょっと確認をしてみてください。

高瀬学校教育課長：

わかりました。

森岡委員：

それと、その下です、2回延べ50人が26人になった、27人が17人、23が9になっていますよね。これについては、なぜ人数が減ったのかを知りたい。

土居教育長：

これは、転入教職員は、転入してきた人数によるので、それはしかたないと思います。それから、多様性セミナーも昨年度受けた方は今年度受けないということや、土日に開催してるので、夏休み中に、なおかつ個人で、負担金も必要になってくる研修会なので、なかなか強制をする訳にいかないという現状があります。

森岡委員：

あの、働き方改革の関係があるのかと、それはない。そうすると、ここが9ならば、その辺の問題もなんか工夫がいるなら改善をして、継続、改善をなおさないといけなんでしょうが。点検評価5のところ、なんですけど、これ去年も一緒なんですけど、去年もこういうふうな書きかただと思ったんですけど、総合点検評価の一番下のところで、教育支援委員会ではとあります。保育所・園及び学校からの要望に応え云々なんですが、慎重に協議し教育委員会に答申をしたとなって

いるんですが。この評価は教育委員がするので、この文書であるとおかしいと思います。ここは、教育委員会は保育所・園及び学校からの要望に応え、教育支援委員会に諮問をして云々で答申を得たと。でないと、これがここを読んでしまうと評価する、教育委員会が評価するんですけど、その教育委員会の自主性がないというかで、文書としてちょっとおかしい気がするので検討してもらいたい。

高倉委員：

少し区切ってもらおうと分かり易いんですが。今の学校教育課の分はまとめて全部いっぺんに。

土居教育長：

4までのところでなにか。他の委員さんがた。

高倉委員：

お願いします。①のところで、人権同和教育の推進のところ、課題なんですけれど。二日間のワークショップで、形式で参加者 10 名程度だったが実際に子どもに指導する例を多数いただいたというのがどういう、指導する例を多数いただいたのか、内容がよくわかりにくかったことと、今後も改善しながら開催しというのはここ課題ですので、何を改善しながら、というのを。ここは町内すべての教職員が参加できるように今後も工夫して改善するとかだったらわかるんですが、今後も改善しながらっていうのは、どういうことかなと課題の書き方がわかりにくかったということと。2 番目の実践的な学習の推進のところも、課題のところちょっと課題じゃないかなと思うんです。読ませてもらったんですが、研修会は 8 年間継続して開催してて、最後、本研修の意義を事業説明会や学校訪問等で管理職に伝達し、より多くの教職員が主体的に参加できる工夫に務めたと書いてあるので、務めたというのは、務めるようにするっていうのが課題だったら、する工夫が必要であるとか。

森岡委員：

点検評価 2 のところの、上段の課題の次です。主な事業内容と実施状況の中で、一番下、小学校外国語セミナー 3 回が 1 回になっていますよね。人数は増えているんですけど、小学校の英語授業導入のなかで、3 回やっていたのが 1 回になったのはなぜか、そのことをお聞きしたい。

土居教育長：

これは、講師の方の日程ができなかったということと、去年は浜田教育事務所からも指導にきてもらったので参加できたということです。

高倉委員：

④のところで、④の特別支援教育のところで、次の事業内容と実施状況のところで教育支援センター（たけのこ学級）のことが書いてあるんですが、利用者も減ってきて喜ばしいことでもあるんですが、この間学校訪問をさせていただいたときに、学校要覧の中に、支援される先生の名前があったとことか、あと、このスクールソーシャルワーカーさんの名前もちょっとわからなかったんですが、名前のないところもあったんです。それで、知らないわからない方、たけのこの先生とかそういったソーシャルワーカーの方の存在をわからない方もおられるので、学校要覧とかにもきちんと名前を統一して載せてもらって、皆さんが相談したいなと思った時にそこへつなげていける様なことがあるといいかなと思ひまして、課題かどっかにちょっといれてもらおうとどうかなと思ひました。

服部委員：

4の最後のページのところで通級の数字の質問なんですが、小学校17名で総数33名というのはどういう意味でしょうか。

土居教育長：

新規が17名です。

服部委員：

今までの利用をあわせたら、33名ということですか。

土居教育長：

そのとおりです。

服部委員：

瑞穂中学校以外の方は、通ってこられるということですか。

土居教育長：

いや、巡回をしています。

服部委員：

席が瑞穂中学校にあつて。

土居教育長：

そうです。

土居教育長：

4の課題のところに、実際その知らないかどうかというのはわからないので、要覧に書いてあるか書いてないかというだけで、難しいと思います。

高倉委員：

今後そういった取り組みがあるんで、広報に努めるようなことがあったらと思って言いました。④番の課題のところで、相談支援ファイルすこやか活用についてということで、書いてあるんですが、必要があるって、現状を把握する必要があるとかいう書き方をしているんですが、相談ファイルについては、個人情報も大変入っているんで、その扱いについてはかなり学校もそれぞれ管理するところも慎重にやらなくてはいけないものだと思うんですが、それがずっと長く続いて段々とそういうのがあったのか、っていうふうになっているのかなという印象を受けて読ませてもらったんですが。必要があるとばつとほったらかしてあるのかなというふうな印象をうけるので、定期的に活用方法について共通認識を持つ場が必要であるというのは、どうでしょうか。ちょっと、私は読んだときに教育委員会の方でもきちっとそういったところをおさえておかなくちゃいけないんじゃないかと思うんですが。

土居教育長：

これが課題だということです。

高倉委員：

課題に書いてありますが、必要であるというのと、する必要というのが、されていないのかというふうな。

土居教育長：

定期的にはないということだと思います。

高倉委員：

ケースがないということですか。そのファイルがどのように活用されているかもうちょっと現状を把握する必要があると書いてあると、あまり活用されていないのかなという印象があるんですが。それは今、必要ないから活用されていないんですか。今実際に不登校の子どもさんたちもおられるんですか。

土居教育長：

これは不登校のことじゃなくて、発達障害であるとか、特別支援学級に在籍をする必要があるという子どもさんで、保護者に理解を求めて手渡して書いてもらってる。だから基本的には常時、保護者が持っているものなんです。それについて、いろんな検査を受けられたり、学校が支援計画を立てて、こういう指導を

したことについて、それを記入されている。記入するのは保護者が記入されるので、そういう保護者とのやり取りの場に持って来てもらわないと、なかなかどこまで書かれているかとかいうのは、わからないから。それは見せてくださいとか言うお願いをしないと個人情報なんで、なかなか難しいという。けどそういうことを定期的にやっていかないとどういう状況になってるかということ共有できないので。

高倉委員：

これは教育委員会には、ぜんぜん元がみたいなのは何もなくて、保護者が持っているということですか。

土居教育長：

そうです。だから、複写とかはできないです。

高倉委員：

できないですね、はい。今そういった現状を把握する必要があるというのは、あるのかなと思ったんですが。対象のファイルは、持つとられる保護者の方は、何人かいらっしゃる。

土居教育長：

そうです。

高倉委員：

わかりました。最初の②番の実践的な学習の推進のところですが、書き方の文章のことなんですが、児童生徒の学習意欲や学力調査結果の向上につなげた学校もあった。というところ、また、小規模校の小学校では学習ガイドを作成し、児童が主体的に学習を進めていく様子も見られたと書いてある。ちょっと何人この中のひとつといったような印象を受けるので、それを「児童が主体的に学習を進めていく様子が見られた」の方が、総合点検・評価のところ文章なんですが。

森岡委員：

点検評価5の総合点検・評価の中の下から6行目かな、おおなん子どもの集いではということで、非常に意義ある活動だった、と非常に評価しているですが、ただそれにも課題がありますよということで下にあるとおもうんですが、中段以下のところで、おおなん子どもの集いでは会の中で云々長い文章なんですよ。これもうちょっとコンパクトに書かれないと意味が分かりにくくなるので課題が。点検・評価5のところの、上の方でおおなん子どもの集いについて評価がしてあって、意義あるものだとして評価してあるんですが、課題の中で、それについては書

いてあるんですが、移動の時間が長いとかですね、云々書いてあるんで、その辺が少しコンパクトに書かれんと意味がよくわからなくなる。おおなん子どもの集いでは、会の中でといっぱいあるんですけど、必要ないだろうし、もうちょっと短くコンパクトにかいてあると分かり易いと思いました。

土居教育長：

よろしいですか。

森岡委員：

点検・評価 6 のところでですね、一番下のいじめ対応支援事業のところでもちょっと聞いてみたい。一番下のところですけど、保護者からの申し出により、いじめの重大事態の疑いがある事案について調査し、保護者、学校設置者へ報告をしたということで、たぶん学校設置者、町長へ報告をしていると思うんです。してるんだけど、この前、学校訪問へ行ったときに、高倉委員さんが、いじめに関して我々に何か報告があったかと話をされました。で、正式に教育委員会の中で、いじめについて、情報交換のみみたいなことがあったかもわからんですけど、たぶん皆さん聞いてないじゃないか。何も聞いてなくて、教育委員会の中にないのに、それを突然、学校設置者の方に行くってのは、どうかなというふうに思うんです。要するにこれは、教育委員会が評価するんでしょ。ということは当然このことは教育委員が知っていて、教育委員会が町長、設置者に報告しましたよということですよ。その評価するこのことを書いた教育委員がそのことを知らないですよ。それはある意味教育委員に対する言いかた厳しいですけど、教育委員会軽視、行政委員会としての教育委員会軽視じゃないかなと思うんですよね。それをちょっと考えていただきたい。去年のいじめについて。高倉委員が、市木小学校の時に、終わった後に聞かれましたよね。これについては、われわれは報告をもらったかしらって。ないから今からあるんでしょと話をしたんですけど。それ以外にあって、設置者にもし報告してあるんなら、我々は知らない世界があるんで、評価ができない。もし、そうであれば、今日は時間がないんで、事後でも構いません、詳細に報告をしてもらわないとやっぱりこれは出せない。

土居教育長：

これについては、わかりました。

森岡委員：

今のあの、新たにあるいじめ云々というのは、報告ないですよ。自分が知らんだけかもわからんけど。なかったよそんなことは。町長にいじめの報告をするのに。当然、なんで我々のほうへあちこちこう報告をしようと思うがどうかと。

服部委員：

まあ、個人情報のことであって、そこはなんかなあと私は思っりましたが、実際どこでどんなことがあったのかということは聞いてないですね。

森岡委員：

これ、評価は我々がするので、立場上は。5人の教育委員が評価せんといけない。それをやってないのに、我々の評価をだすわけにはいかないですよ。あなたは4月から来たんでその辺の経緯がわからんかもしれんけど、たぶんそういうのがなかったと思う。

服部委員：

調査報告だけじゃなくて、何らかの対応もあったわけでしょう。

森岡委員：

それはそうでしょう。だから報告しとるんでしょう。設置者に。

高瀬学校教育課長：

今までの、点検評価の今7のところまでですか、それぞれいろいろとご意見をいただきましたが、点検評価7までのところで何かございますか。ご意見いただければと思いますが。よろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

高瀬学校教育課長：

次ページの点検・評価8のところについてご意見ございましたらいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

服部委員：

9ページの300人委員会、100人委員会のところで。

実際300人委員会、1000人委員会といっても300人、1000人はいなかったと思うんですよ。こうして書いてあるとなんか300人集まったのか、1000人集まったのかというイメージがありますが、実数を、書いておいたほうがいいのではないかと思います。たしかに活発な意見がでて、非常にいい会だったとは思いますが。

森岡委員：

それと、これたぶん抜けとるだけだと思うんですけど、8のところの上の課題

がありますよね、課題のところの一番下に、地域を担う生徒の意識の育成が一層期待できるとあるんだけど、たぶんこれ、児童生徒が入るんじゃないかと思う。

高瀬学校教育課長：

はい。そうですね。

森岡委員：

それともう一点なんですけど、地域とともにある学校づくりなんですけど、実は当初なかったんです。去年の当初の教育委員会で議決した令和元年の実施計画の中になくて、7月の教育委員会の時に、この変更をお願いしますという議案があがって資料をもらって、こういう資料が出た。地域とともにある学校云々をもってきたんですね。7月の時に。それであるんですけど、これはこれでその時は議決したと思うんですけど。この下に学校の魅力化が棒線がひいてあるんですけど、もともとの資料の10ページここにあるんですけど、これについては、あの時の議案の変更という中には出てこなかったと思う。議案No.25というので、2枚もらっていると思うんですけど、その中には、これをなくしてということはない。ということは、当初議決をした分がそのまま生きているはずなんで、その評価をしなくちゃいけない。それがなくて、地域とともにある学校づくりで、最初、ここに、教育委員会のところに載っているんです。学校教育のはじめのところに。載っているんだけどこれに対して具体的な、この実施計画の中で、たぶん変更してないと思うんですよ。となってくると、ここで評価ができるのかなと。実施計画書の中には、いまのところを変えますよ。学校の魅力化という部分と差替えるんですよ。どんなことをしますよということもない。ないんで、みんなが承認した分の中の学校の魅力化というのが生きているはずなんです。生きとるものを評価しなくて、これをその方に入れるっていうのは、おかしいんじゃないかなと思う。7月26日の議案を確認してみてください。

高瀬学校教育課長：

わかりました。

森岡委員：

そうするとこれはどこか別なところにいれる。いれて新たに今の分をそのうえで評価をする。しかないのかなと思ったんですけどね。

土居教育長：

魅力化は、県の事業なんです。県の事業はなくなったんです。年度末に。で、魅力化の中で、地域とともにある学校づくりは、魅力化の一部ということで、事務局の中で判断をして、これは地域みらい課の予算をつかってやりました。だか

ら教育委員会の予算ではないんです。

森岡委員：

無いんですけど、やっぱり手続きがなくちゃいけないですよ。最初の議決をしたのは、これでしとるんですよ。4月以降にね、6月ぐらいにしとるんじゃないかと思う。これでやりましょうと、いいでしょうとその中に入っとるんですよ。でやって、途中で1000人委員会って大きな話が教育委員会のある意味根幹を揺らがすような話があるけどこれにないので、おそらく7月26日に議案の変更ということで議決事項ということで、これがそれ、もらったものです。これは学校教育の前のところに入ってきとる。そうやってきて要するに今言われた分の学校の魅力化っていうのは、そのまま残してある。議案残してずっと1年間やってきている。その点検評価がなく、この評価をどこでするのかなと。たぶん、それはおかしい、もう一枚議案がついていて、これを入れてますよとあればいいんだけど。たぶん具体的な計画がないと思う。

服部委員：

学校魅力化の事業を一応入れて、それは実施しなかったとか。

森岡委員：

そうするしかないですよ。

それは、計画したけどその後に事業がなくなって、それはそれでやっぱり評価しとかないと。

服部委員：

そういう手続きいうことですね。

森岡委員：

で、それは生きとるわけなんでやっというて、これをほいじゃあそのところにもともとあったところに入れてしまう。

土居教育長：

300人委員会とか1000人委員会については、逐次教育委員会に報告させてもらっています。

森岡委員：

だけど、あれは7月にあがってきた。7月に今年はそれをやるんで、この計画を変更させて下さい。そうしますよ、7月にだった。それは、この議案にあがってきてる。

土居教育長：

あげるところが違うということですか。

森岡委員：

最初のところにあがってるんでそれでいいではないですかね、教育委員会というところで。

土居教育長：

教育委員会のところへ 10 ページ、ぬけてるんてるんだけども、そこんところで、出してやるということではいかがでしょうか。これから、委員の皆さん方に示すという、教育委員会事務局の分、毎年つくるんですよ、こういう審議をしましたというのと。

森岡委員：

この前にね。

土居教育長：

この前、あそこのなかへ。ここの魅力化の分については、県の事業がなくなったので、評価しないとすれば。つづいて、評価の 10 のところでいいんですかね、ながれは、いいです。

森岡委員：

はい。

土居教育長：

では、10、安全安心な教育環境づくりへの支援というところについてご意見ございませんでしょうか。

服部委員：

結局 2 月か、休業入ったのは 5 月でしか。3 月までは全然、コロナの関係は、何にもなかったですか。

土居教育長：

3 月の、当初、2 月末から。

服部委員：

2 月末、これ 3 月までの評価ですよ。

土居教育長：

はい。

服部委員：

ということは、児童生徒の健康安全対策のところに、なにか一言あってもいいんじゃないかなと思うんですが。その特に事業とは関係ないけども、突然あらわれた事態なんだから、その元々事業はないわけですけど。なんかどっか書くところがないかなと思って。校長会もあったかと思うんですけど、いろいろ協議したとかぐらいは。

土居教育長：

わかりました。

森岡委員：

青パトのことについて。評価 11 ページです。ここで課題のところに、下から 3 行目ですね。広報活動等により新規隊員の加入促進を図っていく必要があるというふうに書いてるんですけど、たぶん去年の分がそのまま出ているのではないかと思うんですけど。去年のこの評価、この今日の評価する分の計画の中に、去年はですね、青パト車による防犯パトロール従事者、新規登録の増加を目指すというふうに去年ははいつとるんです。入つとるんで、それはできなかったということがあれば、この 9 というのは本当に 9 でいいのか。この部分実は去年の点検評価、評価委員さんから意見が出てまして、その中で少しでも謝礼やガソリン代の支給はできないものかという去年意見が出てまして、おそらくそれは、そのへんの増やしてくれという問題だったかもわからんですけど、わざわざそのことが報告書にのっているんで、委員さんの。その辺も少しどうかという部分も検討の必要があるんじゃないかと。

土居教育長：

謝礼の予算化は試みましたが、それをやりだすと、いろんなことに影響がでるんで、見送りました。なかなか高齢化が進む中で、青パトの隊員が増やすというのは非常に難しい状況ではありました。

土居教育長：

よろしいですか。それでは、社会教育の方に入ろうと思います。

(今後日程について)

8月の盆以降か、盆前か、評価委員を開催する必要があるが。

高瀬学校教育課長：

盆前までのところでしないと、あと常任委員会へ提出する必要があるので、教育委員会もう一度開催させてもらえればと思うんですが。

土居教育長：

そうすると、評価委員が評価をするまでのところで、臨時でやらせてもらうことができますか。今日以降で8月の前半のところ。評価委員はいつを予定している。

高瀬学校教育課長：

まだ、細かい日程調整はできていないんですが。先に教育委員会の日程をきめてもらえばそれから以降のところでは日程調整します。

日程第5 その他

- ・ 次回の教育委員会日程について

8月4日（火）9時00分から 元気館 健康指導室

日程第6 閉会宣言

以上で、第6回目を終了します。

(～12:11)